

特別徴収義務者のみなさまへ

日頃より住民税の特別徴収につきまして、格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。今年度も、よろしくお願い申し上げます。

1. 令和5年度特別徴収税額の決定通知書について

令和5年1月31日（火）までにご提出いただいた給与支払報告書をもとに住民税の計算をしています。同封の特別徴収税額の決定通知書につきましては、個人情報保護のため、特別徴収義務者用・納税義務者用ともに圧着してお送りしています。納税義務者用（青色）は開封せずにご本人へお渡しください。また、給与所得以外に所得があり、確定申告書または住民税申告書で住民税の納付方法について「給与から差引き（特別徴収）」を選択しなかった方には、6月中旬に普通徴収分の納税通知書と納付書を、納税義務者ご本人宛にお送りいたします。

2. 異動届について

給与所得者が退職などにより、給与の支払いを受けなくなった場合は、異動があった日の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下、「異動届」といいます。）」をご提出いただく必要があります。

異動届を提出する際は、裏面の様式に記入の上、下記の提出先へ郵送いただくか、eLTAX（エルタックス）での作成・提出をお願いします。

なお、異動届は千代田区ホームページにも掲載しています。

■異動届掲載場所：千代田区ホームページ内「トップページ>暮らし・手続き>税金>給与支払報告書の提出・特別徴収のお手続き（給与支払者向け）>従業員の就職・退職・転勤があるとき」に「給与所得者異動届出書」を掲載しています。

■異動届の提出先：〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区役所 税務課 課税係

3. 税額通知の電子化について

千代田区では特別徴収義務者用の通知（正本）について、電子で送付しています。対象となる事業所は、提出期限内にeLTAXで給与支払報告書を提出し、希望する税額通知の受取方法を「電子データ（正本）」とし、受取用アドレスを設定した事業所です。副本データについては、「書面（正本）+電子データ（副本）」を選択した事業所にお送りしています。

受取方法を変更する場合は、千代田区ホームページ内の「特別徴収税額通知の受取方法変更届」を、税務課課税係宛てに書面にてご提出ください。

令和3年1月以後、提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における、提出すべき給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の枚数が100枚以上であるときはeLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

上記に該当する事業所様におかれましては、eLTAX又は光ディスク等でのご提出をお願いいたします。

千代田区役所 税務課 課税係

電話 03(5211)4191・4192

平日 午前8時30分～午後5時

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

				年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
千代田区長 殿 年月日提出		〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地	〒				特別徴収義務者 指定番号		
			フリガナ					宛名番号		
			氏名又は名称					担連 当絡 者先	所属	
			個人番号 又は法人番号							氏名
				←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		電話	内線 ()			
給与 所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名									
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									
	受給者番号				月から	月から	年	1 退 職 2 転 任 3 休 職 4 死 亡 5 支 払 少 額 6 合 併 7 そ の 他 〔事由・理由〕		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日現在の住所			月まで	月まで	月				
	異動後の住所			円	円	円	日			

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〔新規〕 法人番号		〒				新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所在地			担 当 者 連 絡 先	所 属			受給者番号	徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ				氏 名				
	氏名又は名称				電 話	内線 ()			
						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を1. 必要 2. 不要 記入		

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
		2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である	
		3. 死亡による退職であるため	

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 11 これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 12 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 13 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
※印の欄は、記載しないでください。